

- 1 件 名 平成28年度第3回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 平成29年2月8日(水) 14時30分～15時30分
- 3 場 所 市役所 第2庁舎 302会議室
- 4 (1)出席委員 中村委員、田中委員、小牧委員、渡邊委員、中島委員
(2)欠席委員 荻委員、三輪委員
- 5 事務局 柴田総務課長、総務課政策法務係(澤木、玖島)
- 6 説明者 浦野市民国保課長、市民国保課市民係(村山)
財政課情報管理係(渋田)
- 7 傍聴者 なし
- 8 付議事項
諮問：コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス事業
に伴うオンライン結合について
- 9 会議概要
会 長 古賀市長からの諮問の内容を事務局から説明願いたい。
事 務 局 (諮問内容説明)
説 明 者
会 長 コンビニエンスストア等で5種類の証明書を発行できるようにする
ために、古賀市の証明発行サーバを外部に接続しなければならない。これはオンライン結合に該当するので、古賀市個人情報保護
条例第9条により原則禁止とされているところ、同条第1項第
2号について本日検討することとする。
委 員 さきほどの説明によると個人番号カードのみが使用されるという
ことであったが、別紙2-②によれば住基カード内の情報に基づ
き住所地のシステムと接続(振分)との記載がある。整合性を説
明願いたい。
説 明 者 今回古賀市は公的個人認証方式を採用している。この方式では個人
番号により認証を行うこととしていることから、住基カードは
使用しない。公的個人認証センターで個人番号の有効性の検証を
行うこととなる。
会 長 結合の相手方である地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
について説明願いたい。
説 明 者 個別の市区町村が各コンビニと契約することとなると非常に煩雑
になることから、J-LISが間に入っているものである。J-
LISは市区町村の負担金により運営されている団体である。
会 長 公的な団体か。
説 明 者 前身は1970年に設立された財団法人地方自治情報センターで
あり、同財団法人は2014年4月1日に解散したものの、同日

J-LISが設立されている。主な業務の内容は、住民基本台帳ネットワークシステムの運営である。住民基本台帳法上は、指定情報処理機関として位置づけられている。いわゆる総務省の外郭団体である。

- 会 長 すでに諮問内容の説明でもあったところであるが、窓口だけでなくコンビニで証明書を出力できることにより、遠方に居住しているような場合などに利便性が向上することなどを考慮すれば、公益性については認めることができると思うが、いかがか。特に異論がないようなので、次に個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認めるときに該当するかの検討に移る。
- 委 員 別紙2-②に記載のあるもののうち、今回のコンビニ交付で取得できる証明書は何か。
- 説 明 者 コンビニ交付の対象となる証明書は各自治体で決定することができ、当市の場合は印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍証明書の写し、戸籍の附票の写し及び所得課税証明書の5種類が取得できる。
- 委 員 マイナンバーが入っている住民票はコンビニ交付で取れるのか。
- 説 明 者 検討したものの、マイナンバーが非常にセンシティブな情報であることから対象からは除外している。
- 会 長 コンビニ交付の実施は全国一斉なのか。
- 説 明 者 全国一斉ではない。古賀市周辺で言えば、新宮町、福津市、糸島市などは先行して実施している。福岡市については、以前から住基カードでコンビニ交付を受けることができていたが、個人番号カードでも取得できるようになった。
- 委 員 J-LISに根拠法はあるか。
- 事 務 局 地方公共団体情報システム機構法に基づき設置されているものである。
- 委 員 J-LIS以外の団体に委託ということは可能か。
- 説 明 者 おそらくできないものと思われる。
- 会 長 コンビニの端末は専用端末か。
- 説 明 者 専用端末ではない。
- 委 員 コピー機等にデータが残ることがあるが、端末に情報が残らないのか。
- 説 明 者 市のサーバー以外の装置においては、印刷された個人情報は使用後削除されるようになっており、接続されたログのみが残るようになっている。
- 委 員 個人番号カードのみで発行可能なのか。暗証番号等はあるか。
- 説 明 者 個人番号カードと暗証番号で本人確認を行い、証明書を発行して

いただくことになる。暗証番号は個人番号カード発行の際に設定していただいているものである。

委員 個人番号カードはどの程度普及しているのか。

説明者 現在人口の8%程度である。担当課としてはコンビニ交付を付加価値として個人番号カードの普及にも努めたいと考えている。

会長 コンビニ交付を実施するに当たり、古賀市に新たなコストは発生するのか。

説明者 既に本年度支出済みであるが、導入に当たりシステム改修が必要であったためかなりの委託費を負担している。来年度からはランニングコストとしてJ-LISの負担金とコンビニ事業者に支払う証明発行手数料が発生する。収支上は支出が多い状況にあるが、普及が進めば当市に対する手数料により取り戻せると考えている。今回は利便性を重視して事業に踏み切ったものである。

委員 窓口交付とコンビニ交付とで手数料に差異はあるか。

説明者 コンビニ交付の利用促進を図る目的もあり、コンビニ交付の手料は窓口より50円低く設定する予定である。別紙1の上から各手数料を比較すると、印鑑登録証明書はコンビニでは250円、窓口では300円、住民票もコンビニでは250円、窓口では300円、戸籍証明書はコンビニでは400円、窓口では450円、戸籍の附票はコンビニでは250円、窓口では300円、所得課税証明書もコンビニでは250円、窓口では300円の設定と考えている。

委員 コンビニ交付に関して何者と契約しているのか。

説明者 J-LIS、システムに関する委託業者の2者である。

会長 偽造防止検出画像とはどの段階で利用されるものなのか。

説明者 別紙2-①の地方公共団体から証明書交付センターへの(5)証明書情報の送信の後、証明書交付センターにて偽造防止情報が作成されてキオスク端末に送信され、証明書に付随して印刷されることになる。

会長 別紙3-④の、画像データを暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷という部分について説明願いたい。

説明者 別紙3-③がスクランブル画像が印刷される証明書の裏面のイメージである。証明書の交付を受けた方は当該面をスキャナーで読み取って、インターネットを通じて問い合わせサイトに送信すると証明書が復元されたものを見ることができる。

委員 コンビニ交付において最も懸念されるのは取り忘れと思われる。さきほど諮問内容の説明のなかで警察に届けるという話があったが、取り忘れられた証明書を他人が持ち出さないようにするため

の対策は講じられているか。

説明者 個人番号カードについて置き忘れた際にアラームが鳴るということ
を申し上げたが、証明書を取り忘れた際にもアラームが鳴るよ
うな措置が講じられている。それでもなお取り忘れが発生した際
にも、端末ごとに監視カメラの設置が義務付けられていることか
ら警察の捜査等も可能と考えている。

会 長 証明書の交付を受ける本人がキオスク端末を操作することが前提
となっており、コンビニの店員等は関与しないとのことだが、本
人が店員に操作の方法等を質問するなどした場合も一切関与でき
ないと拒否しなければならないとなっているのか。

説明者 就業規則上関与しないとなっている。もし、疑問等がある場合
には市に問い合わせをしていただくようになるものと思われる。

委 員 証明書の発行までは市の責任であるが、回収についてはあくまで
本人の責任との考え方をすれば、取り忘れについては説明が付く
ところではある。一方で、窓口交付においては本人に直接手渡し
することに重きが置かれているところなので、コンビニ交付にお
ける取り忘れに関してこのように考えてよいかについては一考を
要するところである。

会 長 窓口の場合は職員が負っていた責任をコンビニ交付の場合は本人
が負うこととなるが、それでもよければ御利用くださいというこ
とになる。福岡市は住民基本台帳カードで先行してコンビニ交付
を行っていたとのことであったが、トラブル等があったとの情報
はあるか。

説明者 当市に入ってきている情報としてはない。

会 長 古賀市のシステム改修は既に終わっているのか。

説明者 既に終わっている。

会 長 運用開始後何年かごとに見直す計画はあるか。

説明者 特に決まっていない。個人番号カードの普及率が80%程度にな
らない限りシステム改修に要した費用の回収には至らないが、普
及率30%を目標として当分の間運用していく予定である。参考
ではあるが、国としては平成31年度末までに対象者の人口が1
億人を超えることを目指すとしている。

委 員 実際の利用度の調査や必要な措置が講じられていたかの確認など
を1年ごとに見直すことは考えているのか。

説明者 契約のなかで謳うことになることかと思うので、必要に応じて契
約の変更等も含め見直していきたいと思う。

会 長 年度ごとに予算計上ということになるであろうことから、議会で
のチェックがなされるとは思われる。コンビニとJ-LISをつ

なく回線は専用の回線か。

説明者 線自体は他の線と共有しているように記憶しているが、コンビニ
交付のデータを流すためだけの設定をされた線になっているの
で、他の情報と混じることはない。

会長 コンビニ交付の利用時間は各市町村ごとに設定できることとなっ
ているが、古賀市の利用時間を説明願う。

説明者 最大限利用可能な午前6時半から午後11時まで設定してい
る。

会長 24時間利用できないのはなぜか。

説明者 理由については把握していないが、システム上可能な範囲で最大
限を設定している。

会長 J-LISが設定している時間内でのみ自治体は設定可能という
ことか。

説明者 そのとおりである。

会長 今後発行する証明書の種類を増やす場合や情報の項目を増やす場
合などは、その都度審議会を開催することとなるか。

事務局 オンライン結合自体の審議ではないが、報告すべき案件である
とは考えている。

会長 個別の案件によっては審議すべきということもあるので、報告は
していただきたい。

説明者 福岡県内の自治体の接続状況を説明願いたい。
当市で把握しているのは、当市を除いて福岡市、大牟田市、糸島
市、福津市、新宮町、須恵町の6市町である。なお、宗像市が本
年の10月に接続するという情報がある。平成27年4月の段階
では日本全国で100の自治体が導入されており、対象人口は
2003万人であった。平成27年度及び平成28年度で改修し
た自治体もあるのでかなり膨らんでいるものと思われる。このよ
うに増加していけば、J-LISへの負担金やコンビニの手数料
の単価が下がるのではないかと目算もある。J-LISは導入
する自治体が増加すれば負担金の改定も検討するという話もあ
る。

会長 負担金の額はどのようにして決めているのか。

説明者 人口規模で決まってる。参考までに古賀市では年間270万円と
いうことになる。コンビニの手数料は、1枚115円である。導
入する自治体が増加した影響により平成28年度よりも額は低く
なってきた。

会長 これまでの議論を踏まえると、端末から出力された段階ではいか
んともし難い部分もあるものの、システム上必要な措置が講じら

れていると考えられるように思うが、いかがか。

委員
説明者 コンビニ事業者は複数あるが、具体的にはどの業者となるのか。
古賀市においては、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップの5者を対象としている。

会長
説明者 コンビニ事業者は、自治体で選択できるのか。
選択できる。

委員
説明者 選択した基準は何か。
まず店舗数である。上位4者で9割以上を占めている状況である。
また、例えば北関東などの一定の地域のみで展開している事業者は外している。ミニストップについては当初予定していなかったが、新宮町が対象としていることから足並みをそろえるという部分と近隣にも店舗が存することから対象とすることとした。

会長
説明者 全国で入手できるということであるが、市内以外ではどのような場合を想定しているか。
学生などが想定できるのではないか。

委員
説明者 ほかに会社員が通勤先近隣のコンビニにて入手すること等を想定している。

会長
説明者 ほかに何かないか。では当審議会としては、オンライン結合について公益上の必要があり、個人情報保護のため必要な措置が講じられていると確認できたとする答申を行うこととする。
これにて本日の審議を終了する。

終了15:30